

■報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

くぼかわ保育所駐車場において発生した自動車物損事故の損害に対し、相手方との示談が成立したため、国家賠償法第2条第1項の規定に基づく賠償額を決定したもので、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項の規定に基づく四万十町長専決処分事項第2項の規定により専決処分しましたので、同法同条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発生場所	四万十町茂串町319番地4 くぼかわ保育所駐車場
概 要	平成27年4月24日午前8時20分頃、当該駐車場に駐車する際、グレーチングを跳ね上げ、それに気付かずそのまま後退したことにより、車体後方のバンパーにグレーチングが刺さったもの。
専決処分日	平成27年9月28日
賠償金額	金95,040円 内訳（車両修理費用）
相手方	住所 (略) 氏名 (略)

【事故現場】

